

2026年8月28日  
株式会社USEN TRUST

## 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

### <賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。  
特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

| 適用都道府県 | 適用地域                         | 法適用日  |
|--------|------------------------------|-------|
| 富山県    | 高岡市、永見市、小矢部市、射水市             | 8月27日 |
| 石川県    | 羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町  | 8月27日 |
| 福井県    | 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町 | 8月29日 |